

2019年6月26日

株式会社福島銀行

福島銀行・東邦銀行・大東銀行による相続届の共通化について

株式会社福島銀行(取締役社長 加藤容啓)、株式会社東邦銀行(取締役頭取 北村清士)、株式会社大東銀行(取締役社長 鈴木孝雄)は、お客さまの利便性向上への取組みの一環として、預金等の相続手続きの際にお客さまからご提出いただく「相続届」を2019年7月1日より共通書式とすることといたしましたのでお知らせします。

今後の高齢化社会の進展等により預金等の相続件数が増加することを見据え、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、相続届を全面的に見直し、3行の共通書式とすることで基本的な事務手続きを統一化^(注)するほか、別途ご提出(署名捺印)いただく付随書類を削減するなど、事務手続きの合理化を図ります。

なお、共通化前の相続届につきましても既に配布済の場合等を考慮し、引き続き受けさせていただきます。

本件は、2017年9月に締結した「3行連携協定」に基づく共同での取組みによるもので、これからも事務の合理化・効率化等を通じて地域のお客さまの利便性向上に努めてまいります。

(注) 相続に関するお手続きを共同で行うものではございませんので、取引銀行毎に相続届のご準備が必要となります。また、各行で一部相違する取扱いもございます。

以上

【お問い合わせ先】

株式会社 福島銀行 事務部事務企画課 出口
電話番号 : 024-525-2932 (直通)